上場申請のための有価証券報告書

株式会社伊藤園

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書

【提出先】 株式会社 東京証券取引所

代表取締役社長 斉藤 惇

 【提出日】
 平成19年7月26日

 【会社名】
 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄 八郎 【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町 3 丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7205

第一部 【 証券情報 】

第1【発行要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数		
株式会社伊藤園第1種優先株式	26,745,402株		

- (注) 1. 平成19年7月26日(月)開催の取締役会決議によります。
 - 2. 株式無償割当ての方法により、平成19年8月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(当会社を除く。)の所有普通株式1株につき0.3株の割合をもって株式会社伊藤園第1種優先株式(以下「本優先株式」という。)を割り当てます。無償割当てにより交付しなければならない本優先株式の数に生じる1株未満の端数は、その端数の合計数(その合計数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の株式を売却し、又は当会社がその全部又は一部を買い取るものとし、その売却代金又は買取代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて交付します。
 - 3. 発行数は平成19年6月30日現在の発行済株式総数を基準として算出した見込み発行数です。平成19年6月30日現在の発行済株式総数は91,212,380株、保有する自己株式は2,061,040株です。
 - 4. 本優先株式の無償割当てが効力を生ずる日は平成19年9月3日(月)です。
 - 5. 本優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 第 1 種優先配当

当会社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先 登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と可る。

当会社は、毎事業年度の末日、毎年 10 月 31 日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対し、第 1 種優先株式 1 株につき、15 円の剰余金の配当(以下「第 1 種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、当会社が、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。

調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、上記 又は に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、 普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1) に規定する不足額を支払う。 当会社は、上記 に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、 上記 の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産 の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 1単元の株式の数

100 株

(4) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(5) 種類株主総会の決議

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 併合または分割、無償割当て等

当会社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第 1 種優先株式の双方を同時に同一の割合で 行う。

当会社は、株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第 1 種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てする。株式無償割当ては一株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(7) 取得条項

当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当会社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
- b 当会社の普通株式の株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合 当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

当会社は、株式会社東京証券取引所が、当会社の第 1 種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第 1 種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第 1 種優先株式 1 株につき当会社の普通株式 1 株を第 1 種優先株主に交付する。

- 2 【株式募集の方法及び条件】 該当事項はありません。
- 3 【株式の引受け】該当事項はありません。
- 4 【新規発行による手取金の使途】 該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自平成18年5月1日 至平成19年4月30日)平成19年7月26日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

該当事項はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社伊藤園横浜緑支店

(神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘2丁目7番11号)

株式会社伊藤園八千代支店

(千葉県八千代市勝田台南3丁目11番23号)

株式会社伊藤園大宮支店

(埼玉県さいたま市見沼区深作 153 番地)

株式会社伊藤園尼崎支店

(兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号)

株式会社伊藤園静岡支店

(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)

株式会社伊藤園堺支店

(大阪府堺市北花田町2丁202)

株式会社伊藤園名古屋東支店

(愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地)

株式会社伊藤園福岡支店

(福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)

(注)上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社伊藤園 代表者の役職氏名 代表取締役社長 本庄 八郎

- 1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2. 当社の発行する株券は、株式会社東京証券取引所に上場されております。
- 3. 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

334,293 百万円

(参考)

(平成19年6月29日の上場時価総額)

株式会社東京証券取引所

発行済株式総数

における最終価格

4,050 円 ×

91,212,380 株 =

369,410 百万円

(平成18年6月29日の上場時価総額)

株式会社東京証券取引所

発行済株式総数

における最終価格

4,100 円 × 91,212,380 株 = 373,970 百万円

(平成17年6月29日の上場時価総額)

株式会社東京証券取引所

発行済株式総数

における最終価格

5,690 円 × 45,606,190 株 = 259,499 百万円

事業内容の概要、主要な経営指標等の推移及び株主に対する利益還元方針

1.事業内容の概要

当グループは、当社、子会社 16 社及び関連会社 2 社により構成されており、茶葉 (リーフ) 及び飲料 (ドリンク) の製造販売を主たる事業とし、その他の関連事業も行っております。

当グループの事業にかかる位置付け、及び事業の種類別セグメントとの関連は、下記のとおりであります。 なお、以下の事業区分は、「事業の種類別セグメント情報」における事業区分と同一であります。 <茶葉(リーフ)関連事業>

当社は全国にて緑茶、ウーロン茶等を販売しております。ただし、沖縄地区におきましては、㈱沖縄伊藤園が当社製品を仕入れて販売しております。また、伊藤園産業㈱は緑茶、紅茶、麦茶、玄米茶を製造加工し、その大部分を当社が仕入れております。この事業における当社の物流業務を同社に委託しております。㈱伊藤園関西茶業は緑茶、麦茶を製造加工し、その大部分を当社が仕入れております。海外におきましては、寧波舜伊茶業有限公司が緑茶を生産し、その大部分を当社が仕入れております。ITO EN AUSTRALIA PTY.LIMITEDは将来の緑茶需要の増加に対応するため、茶葉を育成しております。

<飲料(ドリンク)関連事業>

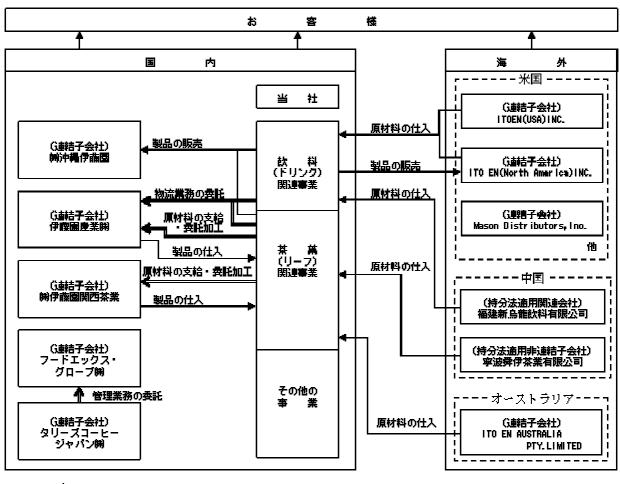
当社は全ての飲料製品の企画・開発を行い、生産は当グループ外のメーカーに製造委託し、完成品として 仕入れ、全国に販売しております。ただし、沖縄地区におきましては、㈱沖縄伊藤園が当社製品を仕入れて 販売しております。この事業における当社の物流業務は、伊藤園産業㈱に委託しております。海外では、ITOEN (USA) INC.が直接製品を製造し、ハワイ州を中心に販売を行い、ITO EN (North America) INC.が当社製品 を仕入れ、ニューヨーク州を中心に販売を行っております。また、当社は両社から果汁原料およびコーヒー 原料の一部を仕入れております。福建新烏龍飲料有限公司は、烏龍茶の原料等を製造加工し、その大部分を 当グループが仕入れております。

<その他の事業>

当社は、取引先より仕入れた海苔・和菓子等の商品を、主に直営並びにフランチャイズ専門店にて販売しております。また、食品類等上記以外の製品の企画・開発を行い、生産は当グループ外のメーカーに製造委託し、完成品として仕入れ、全国に販売しております。

タリーズコーヒージャパン㈱は全国にてスペシャルティコーヒーの飲食店の経営・フランチャイズ展開を行っております。なお、同社の管理業務を、フードエックス・グローブ㈱に委託しております。米国では、ニューヨーク州にて、ITO EN (North America) INC. がティーショップの運営を行っております。また、フロリダ州にて、Mason Distributors、Inc.がサプリメントの製造及び販売を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



■▶ 原材料の支給・委託加工及び物流業務の委託並びに管理業務の委託

2.主要な経営指標等の推移

(1)連結経営指標等

回次		第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期
決算年月		平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月
売上高	(百万円)	214,808	239,235	263,764	288,077	310,200
経常利益	(百万円)	14,879	16,609	19,216	20,527	22,267
当期純利益	(百万円)	8,003	8,731	10,451	11,685	12,261
純資産額	(百万円)	56,679	62,258	69,311	77,419	85,936
総資産額	(百万円)	97,726	102,055	109,921	121,284	137,314
1株当たり純資産額	(円)	1,253.27	1,388.04	1,550.52	869.21	963.71
1株当たり当期純利益	(円)	176.43	193.48	233.15	130.91	137.59
潜在株式式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)			232.49	130.31	137.01
自己資本比率	(%)	58.0	61.0	63.1	63.8	62.6
自己資本利益率	(%)	14.7	14.7	15.9	15.9	15.0
株価収益率	(倍)	20.4	24.3	22.1	32.0	29.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,987	12,490	13,230	13,095	11,127
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,520	905	3,113	4,723	14,549
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,973	10,291	3,236	4,758	10,656
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	24,021	25,237	32,077	35,791	21,748
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	4,238 (1,022)	4,446 (1,158)	4,786 (1,338)	5,054 (1,551)	5,658 (3,104)

- (注) 1 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 - 2 第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新株予約権を発行しておりますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。
 - 3 従業員数には、出向社員を含めておりません。
 - 4 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。
 - 5 第41期平成18年3月1日において、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期
決算年月		平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月
売上高	(百万円)	211,495	235,629	260,090	283,790	297,881
経常利益	(百万円)	15,306	16,858	19,145	20,537	22,665
当期純利益	(百万円)	8,723	9,451	9,253	12,055	12,765
資本金	(百万円)	12,655	12,655	12,655	12,655	12,655
(発行済株式総数)	(株)	(45,606,190)	(45,606,190)	(45,606,190)	(91,212,380)	(91,212,380)
純資産額	(百万円)	58,245	64,784	70,713	78,904	87,491
総資産額	(百万円)	98,839	104,123	110,784	121,580	134,484
1株当たり純資産額	(円)	1,287.89	1,444.36	1,581.88	885.89	981.15
1株当たり配当額	(円)	43	50	70	57	47
(うち1株当たり	(円)	(20)	(21.50)	(25)	(35)	(22)
中間配当額)						
1株当たり当期純利益	(円)	192.32	209.43	206.43	135.06	143.25
潜在株式式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)			205.84	134.45	142.66
自己資本比率	(%)	58.9	62.2	63.8	64.9	65.0
自己資本利益率	(%)	15.7	15.4	13.7	16.1	15.4
株価収益率	(倍)	18.7	22.5	25.0	31.0	27.9
配当性向	(%)	22.4	23.9	33.9	29.2	32.8
従業員数 (ほか ま) 1555		4,016	4,229	4,559	4,817	5,010
(ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	(932)	(1,075)	(1,252)	(1,457)	(1,580)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新株予約権を発行しておりますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。
 - 3 従業員数には、出向社員を含めておりません。
 - 4 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。
 - 5 第41期平成18年3月1日において、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

3.株主に対する利益還元方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。

利益配分につきましては、企業の連結業績に応じた利益配分を基本とし、中長期で普通株式及び優先株式をあわせた全体での連結配当性向40%を目標として配当を行ってまいります。